

中里まちづくり計画

「ひとが輝き・地域が輝くまちづくり」



中里まちづくり協議会

中里まちづくりの基本理念

中里まちづくり計画は、住民が主体となって住みよい地域社会の構築を目指して策定するものであります。

平成22年12月一関市協働推進アクションプランが制定され、さらに平成26年3月には一関市地域協働推進計画が定められました。

中里地区では平成23年度から中里地区協働のまちづくり懇談会を行い、平成26年7月18日には「中里まちづくり協議会設立準備会」を発足させ、研修や協議、ワークショップなどを行い、平成27年2月22日設立総会、発会式を行い、「中里まちづくり協議会」が発足いたしました。

この中里まちづくり計画は、平成27年度中里まちづくり協議会定期総会において、中里まちづくり計画策定チームを設置することを決定し、その後、策定チームが中心となって計画づくりを行ってまいりました。

一関市協働推進アクションプラン制定後から策定チームでの協議やワークショップでの話し合いの中で、中里に住む人一人ひとりが他人への思いやりの心やコミュニケーション力が高く、他から移り住んだ人も容易に受け入れる素養のあることを知ることができました。同時に、そのことが「まちづくり」に最も重要なことであり、中里の大きな魅力であり、誇りであると確信しました。

中里に生まれ、育ち、他から移り住み、ここに住む人一人ひとりが光を放ち、輝く中里を創りたい、そのようなことから、中里のまちづくりの基本理念は、

「ひとが輝き・地域が輝くまちづくり」 といたしました。

今後、社会環境の変化等により厳しいことが予想されます。中里まちづくり計画により、中里に住む人全員でまちづくりを行い、一人ひとりが光彩を放ち、燦然と輝く中里を創っていきたい。

この「中里まちづくり計画」の基本理念はそこにあるのです。

平成27年6月

中里まちづくり協議会

目 次

1	計画の目的	1
2	計画策定の体制	1
3	計画実践の組織体制	1
4	計画の対象	2
5	中里地区の特徴（魅力と課題）	2
6	まちづくりの基本方針	5
7	事業の計画及び実施	6
8	中里市民センター指定管理移行計画	7
9	中里まちづくり策定チームワークショップ等意見	9
10	中里まちづくり協議会プロジェクトチーム事業計画（ 年度）様式第1号	13
11	中里まちづくり協議会規約	14
12	中里まちづくり協議会設立及び設立後経過	17

1 計画の目的

この計画は、中里地域の住民が主体的に調査や話し合いを重ね、自立と協働により地域の個性創出や課題解決、住みよい地域社会の構築を目指してまちづくりの目標や方針を全ての住民が共有し、実践活動を行うことを目的に作成したものである。
市をはじめとする行政や各種団体との情報等を共有しながら将来にわたり互いに尊重し、協働して実現に向けて努力することを基本としています。

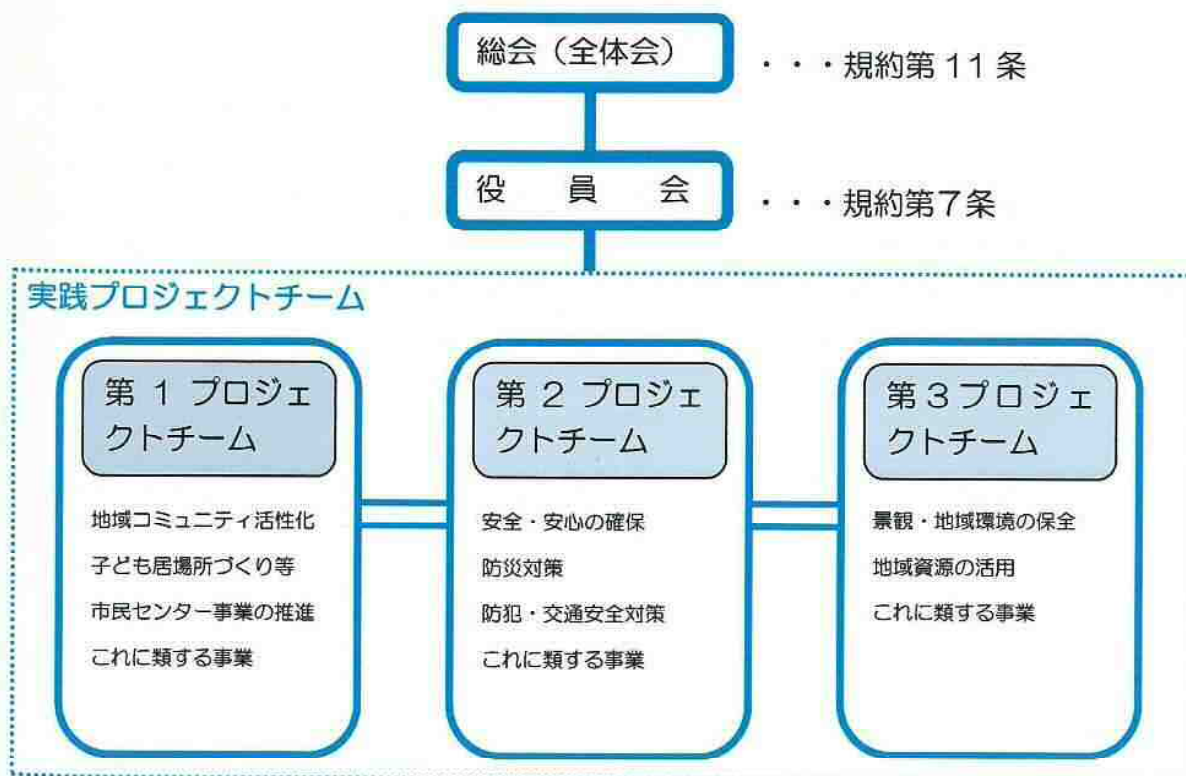
2 計画策定の体制

計画の策定にあたっては、平成27年2月22日に設立した「中里まちづくり協議会」において、本年4月25日に開催した平成27年度定期総会で「中里まちづくり計画策定チーム設置要綱」を定め、5月から中里まちづくり計画策定チームが主体となり、中里地区の特徴(魅力と課題)やまちづくりの目標、実践・実現の具体方策などワークショップ等を行いその意見をまとめました。

3 計画実践の組織体制

まちづくり計画の目標を実践するために総会構成者でなる実践プロジェクトチームを置きます。実践プロジェクトチームは、関係団体等と協力して実践プロジェクトを推進するとともに、毎年度総会前に事業実施の総括を行うとともに、広く住民から意見を聴取して事業の見直し等を行います。

【計画実践の組織体制】



4 計画の対象

本計画の対象地域は中里地区全域とし、平成27年4月人口は3,922人、1,519世帯である。

【中里行政区毎世帯数・人口】

行政区	世帯数	平成27年4月人口			平成26年4月人口	増減	増減率%
		男	女	計			
1区	281	292	367	659	652	7	1.07
2区	145	156	181	337	335	2	0.60
3区	122	137	161	298	283	15	5.30
4区	84	121	123	244	254	-10	-3.94
5区	86	123	106	229	237	-8	-3.38
6区	98	146	152	298	308	-10	-3.25
7区	111	144	185	329	340	-11	-3.24
10区	37	49	53	102	105	-3	-2.86
11区	127	161	192	353	335	18	5.37
12区	272	339	378	717	727	-10	-1.38
里が丘区	69	87	95	182	184	-2	-1.09
蘭梅区	37	39	39	78	86	-8	-9.30
大平区	50	46	50	96	92	4	4.35
計	1,519	1,840	2,082	3,922	3,938	-16	-0.41

(住民基本台帳による世帯数・人口)

5 中里地区の特徴（魅力と課題）

(1) 人間性豊かな住民が多く地域のまとまりが良い

中里地区は長年水害などの災害による被害を受けるなど、互いに協力して生活しなければならない隣保協同の精神が育まれ、連帯感が強く地域のまとまりが良い。近年、中里に移り住んだ人は、住民同士の声掛けやスポーツ少年団活動などを通じて、子育てなど生活しやすい地域と多くの人を感じている。

(2) 山目町沿いの商店の閉店により高齢者世帯で買い物に不便を感じている。一方、近傍に商業施設等があり生活しやすい

時代の変遷とともに山目町沿いの商店が閉店し、車両による食料品の販売はあるものの移動手段のない住民は買い物などに不便を感じている。

前堀地区には、近時、商業施設が建ち、移動手段のある住民は買い物が容易にでき、生活しやすい。

- (3) JR 東日本山ノ目駅があることや県道一関・大東線等の道路整備により市内外各所へのアクセスが良く利便性が高い

JR 東日本東北本線山ノ目駅があることにより通勤通学に便利であり、従来の道路網に加え、県道一関・北上線や県道一関・大東線、磐井川下の橋の開通などにより、市内外各所へ（から）のアクセスが良く、居住するのに利便性が高い。

- (4) 地形的にまとまり北上川、磐井川や蘭梅山など四季を通じて景観が素晴らしく、自然環境に恵まれている

細谷、柵瀬、下大林地区等は北上川狭窄部直上流部に位置している事情から、遊水地事業により家屋の移転を余儀なくされ、散居の原風景は消滅したが、800 ヘクタールをこえる四季折々の田園風景は訪れる人に人間の営みと歴史を彷彿させ、遊水地堤防の桜は見事な並木をつくり四季を通じて市民の散歩やジョギングなど憩いの場所となっている。

蘭梅山や平成 27 年 3 月に閉校となった中里中学校付近には桜の花が咲き、カタクリの花や山野草が地面を覆い、土饅頭と言われる仙台藩養賢堂学頭大槻平泉の墓が木立の中にある。

蘭梅山や旧中里中学校から観る中里の町並や束稲山、観音山を背景とした田園の眼下に開けた眺望は素晴らしく、自然の豊かさを実感できる。

- (5) 藩政時代から交通の要衝、宿場町として栄え、多くの偉人や賢人を輩出した歴史がある

古くは平泉文化が栄え、藩政時代に奥州街道や脇往還としての陸前高田市気仙町までの今泉街道、秋田県湯沢市院内までの院内線の整備がされ、その起点となり交通の要衝であるとともに物流のほか中央や地方の多くの情報が集積する場所であり、その情報や人との交わりの中で多くの偉人や賢人、実業家を輩出した地域である。

次代を担う子ども達には、中里の輩出した偉人・賢人・実業家や中里の風土について正しく伝え、グローバル化した今日、世界に向け、通用する人材を育成することも必要である。

- (6) 災害発生が多く、先人はそれを克服し今日の繁栄の礎を築き、防災や減災活動がつねに必要なである

地すべり地帯や急傾斜地崩壊危険箇所があり、北上川の遊水地堤防の築堤、磐井川堤防の改修などで、水害頻度は軽減されたが、土地の宅地化等により、内水水害危険があり、また、地震を引き起こす活断層が南北に走り、地質等から地震の揺れが他に比較して大きく、常に防災や減災への対策をしなければならない。

マンパワーとしての消防団員や婦人消防協力隊員の確保が課題となっている。

東日本大震災後、中里地区内の3自主防災クラブは訓練の必要性を痛感して防災訓練を行ってきたが、今後も継続して実施して地域の防災力の向上に努めなければならない。

(7) 高齢者世帯の増加と相俟って、地域を支える役員等の担い手不足がある

市内各地区と比較し、人口減少率は少ないが高齢者世帯が増加し地域を支える役員等の担い手が不足しているところもあり、空き家も増加傾向にある。

日常生活の中で、家庭ごみを回収場所まで搬送することに支障をきたしていることもあり、支える仕組みづくりが急務である。

平成27年4月現在、人口3,922人のうち0歳から14歳480人(12.24%)、15歳～64歳2,257人(57.55%)、65歳以上1,185人(30.21%)となっている。

【年齢別人口 - 5歳毎】

年 齢	人数(人)	割合(%)	年 齢	人数(人)	割合(%)
0～4	150	3.82	65～69	285	7.27
5～9	162	4.13	70～74	218	5.56
10～14	168	4.28	75～79	229	5.84
15～19	137	3.49	80～84	247	6.30
20～24	138	3.52	85～89	138	3.52
25～29	182	4.64	90～94	56	1.43
30～34	200	5.10	95～99	9	0.23
35～39	257	6.55	100歳以上	3	0.07
40～44	243	6.20			
45～49	221	5.63			
50～54	229	5.84			
55～59	303	7.73			
60～64	347	8.85			

(8) 交通事故防止等の推進

道路整備や商業施設の開店に伴って交通量が増え、交通事故が懸念される。

中里小学校や磐井中学校の児童・生徒の通学路には歩道の設置されていないところも多い。現在、登下校時に一関地区交通安全協会中里支部の会員を中心に事故防止活動を行っているが、会員の高齢化もあり、若い人の活動や歩道の設置が望まれる。また、人の往来も増え、犯罪抑止の活動が必要となっている。

6 まちづくりの基本方針

《基本理念》

ひとが輝き・地域が輝くまちづくり

中里の魅力を整理すると

- 人間性豊かな住民が多く、連帯感が強固で住みやすい生活環境
 - 道路網の整備などにより、他と交流しやすい地域環境
 - 歴史や景観が素晴らしい自然環境
- となり、これらが共存していることが、最大の魅力であります。

中里まちづくりの目標

コミュニティの活性化

住民同士の連携や世代間交流の活発なまちづくり

安全・安心の確保

支え合いによる安全・安心なまちづくり

景観・地域環境の保全

遊水地堤防など恵まれた自然環境を活用したまちづくり

持続可能な体制の構築

市民センター事業等多様な主体との連携・協働のまちづくり

7 事業の計画及び実施

事業の計画及び実施は、中里まちづくり計画策定チームワークショップ等の意見（9ページ～12ページ）を参考にしながら毎年度総会前に各プロジェクトチームが住民からの要望等を調査して計画し、事務局でまとめた計画案を役員会での審議を経て当該年度の中里まちづくり協議会の「事業計画」として総会で決定し実施します。

事業計画をするにあたっては、PDCA サイクルにより計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のプロセスを順に実行します。

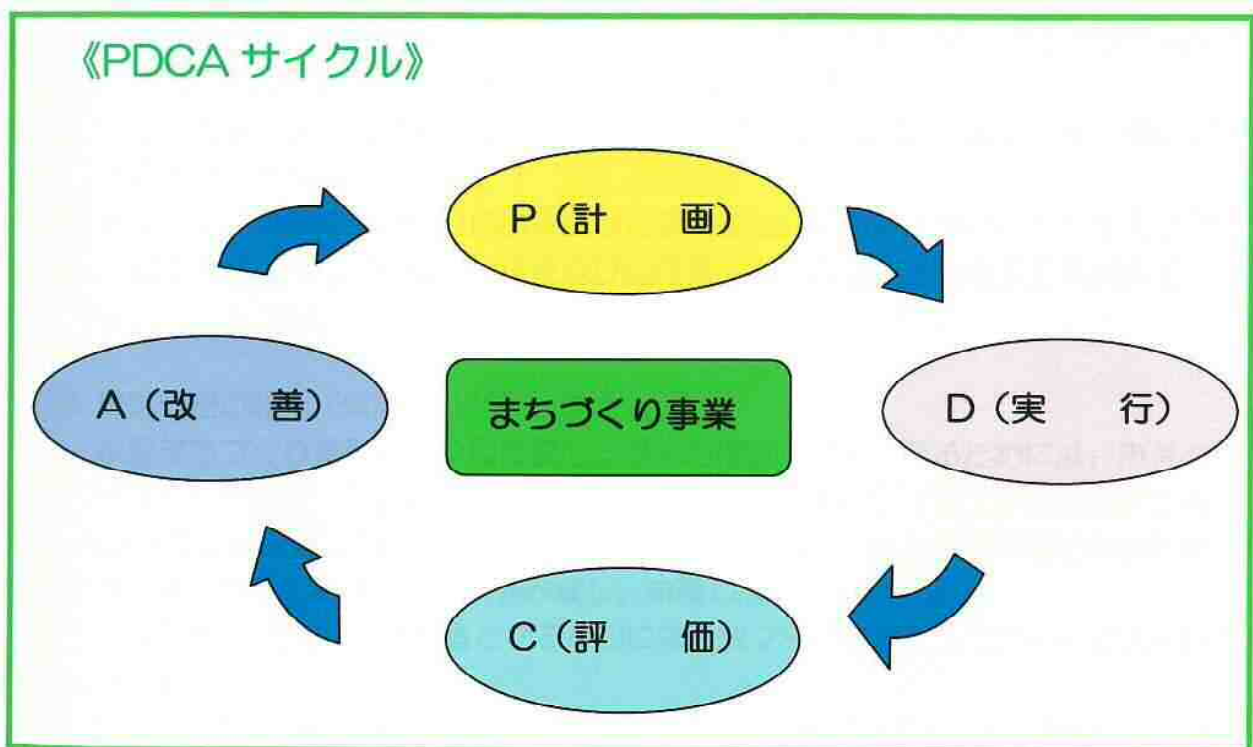
事業計画は実行後、評価し継続や修正、中止に振り分けて、次年度の事業計画立案の参考にします。

Plan（計画）：中里のまちづくりに必要な事業の計画をします。

Do（実行）：計画したことを実行します。

Check（評価）：実行した結果が良かったか、悪かったかを判断します。

Act（改善）：善し悪しの判断を元に、続けるか、止めるか、手直して進めるか、全体の見直しをします。



各プロジェクトチームの事業計画書（PDCA 含む。）は、中里まちづくり協議会年度事業計画と同様に別（様式第1号）に定め、地域で行う事業、各種団体と協働で行う事業、行政に依頼（提案）する事業に区分するものとします。

8 中里市民センター指定管理移行計画

指定管理制度は、平成 15 年 6 月 13 日地方自治法（第 244 条の 2 第 3 項）が改正され同年 9 月 2 日施行され、公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とされ制度が制定されました。

一関市においても、平成 20 年 9 月 20 日に条例を制定（同日施行）されました。

(1) 指定管理制度に係る主な法令等

- ・地方自治法第 244 条の 2 第 3 項
- ・一関市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- ・一関市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- ・一関市指定管理者選定委員会設置要綱(平成 22 年 3 月 31 日告示第 67 号)

(2) 指定管理の指定手続き

中里市民センターの指定管理者として指定を受けるためには、一関市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（以下「条例」という。）第 2 条により、市長の定める日までに申請し、市では地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定で議会の議決を経て指定することが定められています。（条例第 4 条）

市では、例年 12 月議会に指定管理者に関する議案が提出され、議決を得て協定の締結（条例第 5 条）をしている。

したがって、中里まちづくり協議会が指定管理者として指定を受けようとする場合には、前年度夏ごろまでに意志の決定及び必要書類を作成し申請準備をする必要があります。

(3) 指定管理の時期（年度）及び職員養成

中里まちづくり協議会が中里市民センターの指定管理者となるためには、市長の定める日までに、一関市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条で定める施設の事業計画や同施行規則第 2 条で定める公の施設の収支計算書等の作成が規定されていることからそれらを作成し、申請しなければならない。

平成 29 年 4 月に指定管理者となるためには平成 28 年度早々にそれらの整備が必要となります。

また、中里市民センターが現在行っている生涯学習事業や地域づくり事業について、円滑に移行していくためには、指定管理後の生涯学習事業や地域づくり事業を担当する事務局職員の養成が必須で、指定管理を受けようとする前年度には市の指導や連携をしながら推し進め、円滑な移行に努めます。

指定管理の時期を明確に定め、それに向かって職員を養成し市民センターとしての事業や住民サービスの低下及び停滞することを避けなければなりません。

(4) 職員配置の計画

一関市地域協働推進計画の実施のための「市民センターの地域管理計画」（平成 27 年 2 月）での職員配置イメージは、次のように定められています。

【中里市民センターの場合】



(5) 中里市民センター事業の継続

中里市民センターでは、中里公民館の時から毎年度「運営方針及び事業計画」を定めて、生涯学習事業と地域づくり事業に区分し事業を行っている。

平成 27 年度、生涯学習事業として家庭教育事業 (3 事業)、少年・少女教育事業 (5 事業)、高齢者教育を含む成人教育事業 (7 事業)、女性教育事業 (4 事業)、文化活動助長事業 (1 事業) など、地域づくり事業として支援して行う事業と共催して行う事業に区分し 9 事業を行うこととしている。一関市社会教育行政の目標等各種計画や社会環境の変化に対応した事業、利用者等の要望等を取り入れて事業を行ってきましたが、指定管理後においても毎年度事業の見直しを行いながら実施するものとします。

9 中里まちづくり計画策定チームワークショップ等 意見

1 地域コミュニティの活性化・子ども居場所づくり等

区分：Aは地域で行うもの。Bは地域と行政が協働するもの。Cは行政に依頼（提案）するもの。

活用したい魅力	改善とさらに推進したいこと	取り組み事業のアイデア	区分
1 地域コミュニティが構築されている	①地域コミュニティの拡大など連帯意識の醸成	①「おはようございます。こんにちは。こんばんは。」挨拶推進事業 地域住民すべてがつながり、中里に住んでいる実感を持つ	A
	②地区民運動会など地域住民の交流の場の拡大と参加者の増加	②中里地区民運動会 芸術文化振興事業	A A
	③転入者や共同住宅住居者の地域参加を促し、区費納入やごみ分別などの課題解決	③笑顔で挨拶 ひと声事業 笑顔と挨拶を重ね関係性の構築を図りながら地域の一員としての意識向上を促進する	A
	④人口減少率は市全域から見ると少ないが、UターンやIターンなど人口還流現象促進や結婚支援活動の推進	④雇用推進、結婚支援事業 生きがいを持って働ける企業等の誘致を行うとともに地域ブランドを活用した起業の育成を図り雇用の創出を行い、若年層の定住化を図る。結婚・出産の環境を整え地域として機会創出などの支援に努める	C
	⑤イベントなどを通じて魅力ある地域活動を推進し、担い手となる若年層の減少、参加者不足を解消する	⑤若年層による地域活性化事業 地域内の若年層団体等が連携し地域活性化事業を企画立案。継続的に地域イベントを開催。	A
	⑥高齢者世帯の増加で買物困難者やゴミ集積所までの搬送などに支障があり健康寿命延伸事業、地域での支援体制の充実	⑥健康長寿推進事業 介護予防教室や老人クラブ等による健康長寿活動の推進 高齢者の地域社会の参画を検討し、元気でいきがいのある地域社会の促進	A
	⑦市との協働等により空き家対策の推進	⑦空き地・空家の整備・活用事業 市と協働で空き地・空き家の情報の共有を図り、地域資源として家庭農園、産直、カフェ、借家等 有効的に活用し地域内の活性化のため推進する	B
2 子育てしやすい地域環境である	①道路網の整備や商業施設の開店により子育てしやすい生活環境にあるが、学童クラブの支援や子どもの居場所づくりを実施して充実を図る	①子どもの居場所推進事業 子ども達が様々な体験ができる子どもの居場所を市と協働しながら地域につくり、地域の人財を活かし子ども達をすこやかにたくましく生きる力を育む	B
	②障がいのある人と地域で一緒に生活する環境づくり促進	②地域ふれあい事業 障がいのある人も地域のイベントに参画し誰もが居心地のいい居場所づくりを行う	A
3 道路網の充実している	①道路網の充実が中里の大きなセールスポイントである。これを活用した地域づくり	①旧4号線活性化事業 必要に応じ、市への提案とする場合もある	A

9 中里まちづくり計画策定チームワークショップ等 意見

2 安全・安心の確保

区分：Aは地域で行うもの。Bは地域と行政が協働するもの。Cは行政に依頼（提案）するもの。

活用したい魅力	改善とさらに推進したいこと	取り組み事業のアイデア	区分
1 防犯、防災対策が実施されている	①中里地域防災マップ・防災のしおりを作成し全戸配布をしたが周知が行き渡っていない。地域住民の防犯・防災意識の底上げをし防災・減災の充実を図る	①防災訓練の実施	A
	②交通安全協会、消防団、婦人消防協力隊等各種団体の後継者を育成し、安心・安全な地域の継続を図る	②各種団体活動のPR 連携	A
	③小中学生の通学路の整備	③通学路等整備事業 歩道のない通学路について、危険度において調査し歩道設置などを提案（要請）する	C
	④大雨時の孤立回避のためのアクセス道の整備	④災害孤立防止対策整備事業 孤立箇所を回避するため、市道の延長を提案（要請）する	C
	⑤車利用の多い町浦中央公園の駐車場設置を行い、交通障害や交通事故防止を図る	⑤公園等安全整備事業 喫緊課題として市へ駐車場確保を提案（要請）する	C

9 中里まちづくり計画策定チームワークショップ等 意見

3 景観・地域環境の保全・地域資源の活用

区分：Aは地域で行うもの。Bは地域と行政で協働するもの。Cは行政に依頼（提案）するもの。

活用したい魅力	改善とさらに推進したいこと	取り組み事業のアイデア	区分
1 自然豊かで四季折々の景観に恵まれている	①点在している様々な地域財産を集約・整理し、日常生活の充実を図る	①中里まるわかり作成事業 特色ある地域内の歴史・文化、福祉サービス、防災、人財等をまとめた冊子、マップ及び掲示板を解説付きで作成し日常生活の充実を図る	A
	②遊水地や中里中学校跡地等地域の資源の利用促進と、年々減少しているホテル等の自然保護活動の推進	②中里いいとこ・いいこと発見事業 中里の魅力を収めた写真及び俳句を募集し、展示会を開催。地域の素晴らしさを再発見するとともに地域への愛着を図る	A
		②環境活用・保護事業 遊水地や名勝となる桜並木、蘭梅山等を活用し地域の活性化及びホテル等の自然環境の保護の活動 散策道の整備などは関係機関へ要請する	B
2 文化が栄え多くの偉人・賢人を輩出した歴史がある	①中里の偉人・賢人や文化・芸能を広く住民が学習できる機会を設け地域の文化の推進を図る	①地域文化・歴史活性化事業	A
3 豊富な農産物があり、旬の食材に恵まれている	①命の元となる農作物の産業が身近にあるが、魅力を感じるまでの機会が少なく薄まりつつある農業へ関心を高める	①農業体験事業 種まきから収穫、調理、販売まで農作業体験イベントを開催し農作業や地元食材の魅力を身近にとらえ関心を高める活動を行い、必要に応じJAとの共催を行う	A
		①地産地消開発事業 地産の旬の食材を活かした新たな調理方法を学ぶ機会を設け地域住民の健康増進とともに地域ブランド品の開発を図る	A
4 鶏舞の新しい伝承活動が根付いている	①伝承支援の継続	①鶏舞伝承支援事業 鶏舞を長く伝承するため地域の「宝」として地域全体で支援するとともに活動機会の創出	A

中里まちづくり協議会プロジェクトチーム事業計画（ 年度）

事業の名称		事業区分	
開催日			
開催場所			
事業内容 (目的含む)			
参加予定者数			
運営スタッフ	代表者	他	人
予算額			
※役員会意見欄			
事業の評価	(決算額) 円		
事業の改善	(継 続 中 止 修 正)		

※ 役員会意見欄は、記載しないこと。

※ 事業の評価及び改善は、事業終了後直ちにPDCAにより行うこと。

資料

中里まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 この会は、中里まちづくり協議会（以下「本会」という）という。

(目的)

第2条 本会は、中里地域（以下「地域」という。）住民を主体とする自立と協働により、地域内の課題解決と、住みよい地域社会の構築を目指し、住民の参画と行政との情報の共有を図りながら、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、一関市山目町二丁目1番19号一関市立中里公民館（中里市民センター）に置く。

(活動の範囲)

第4条 本会の活動範囲は地域内とする。ただし、他の協議会等と協力、連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民等の参加によるまちづくり計画等の策定並びにその実現に関すること。
- (2) 地区の課題解決に向けての協議、学習等に関すること。
- (3) 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡協調に関すること。
- (4) 住民の参画と情報の共有並びに協働の推進等に関すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要なこと。

2 本会は、前項に定める事業のほか、中里市民センターの指定管理業務等を行う。

(会員)

第6条 本会の会員は、別表に掲げる行政区等、公募により選出された者及び会長が必要と認める者とする。

2 会員のうち、行政区は本会の運営に関して、中心的役割を担う会員とする。

3 会員は、本会の目的を達成するため、互いに協力、連携しながら、積極的にまちづくりに参加しなければならない。

(役員)

第7条 本会に、会長1名、副会長3名、理事6名、事務局長、会計、監事2名及び相談役を置く。

2 会長、副会長及び監事は総会において選出する。

3 理事は、第6条会員の互選により選任し、事務局長、会計及び相談役は総会の同意を

得て会長が任命する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、会長、副会長と共に役員会を組織し、事業の推進にあたる。
- (4) 事務局長は、本会の事務を総括する。
- (5) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (6) 監事は、本会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査結果の報告を行う。
- (7) 相談役は本会の重要会務に関わる諮問に応じる。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 本会役員の仕事において、当該役員が別表に掲げる行政区等を代表する者の場合は、その代表者の職を退いた時は役員の仕事を失う。この場合において、後任者が就任するまでの間は、前任者がその職務を遂行する。
- 4 会長、副会長及び監事に欠員が生じたときは、役員会において選出したものをもって充てることができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

- 2 会議は過半数以上の出席がなければ開催できない。その場合において委任状等をもって出席したものと見なすことができる。

(総会)

第11条 総会は、第6条の会員及び別表に掲げる行政区等から推薦された者をもって構成する。ただし、この場合において推薦者の数は行政区にあっては3名以内、その他の団体は1名とする。

2 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、会長が必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。また、会員の3分の1以上から協議すべき内容を明示して臨時総会開催の請求があった場合は、会長は臨時総会を開催しなければならない。

3 総会の議事は、出席者の過半数で決するものとする。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

4 総会は次の事項を審議し、決定する。

- (1) まちづくり計画の策定及び修正に関すること。
- (2) 規約の改正に関すること。
- (3) 会長、副会長及び監事の選出に関すること。
- (4) 事務局長、会計及び相談役の任命同意に関すること。

- (5) 事業計画、予算、事業報告及び決算に関すること
- (6) その他、本会の運営に関すること。

(役員会)

第12条 役員会は、会長が必要と認める都度開催し、次の事項を審議する。

- (1) まちづくり計画案の策定及び調整
- (2) 総会に付議する事項
- (3) 緊急を要する重要事項
- (4) 事業の運営に関する事項
- (5) 公募会員の選出
- (6) その他、会長が特に必要と認める事項

(情報の開示)

第13条 総会の決定事項等、本会の情報は、住民への周知及び常時開示できるよう努めなければならない。

(経費)

第14条 本会の運営等に要する経費は、会費、交付金、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は役員会で検討し総会において決定する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他必要な事項)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮って定めることができる。

附 則

この規約は、平成27年2月22日から施行する。

別表

中里地区各行政区、中里地区民生児童委員協議会、中里地区福祉活動推進協議会、中里地区保健推進委員、中里小学校PTA、磐井中学校中里地区PTA、一関地域防犯協会中里支部、一関地区交通安全協会中里分会、中里地区婦人会、中里地区老人クラブ、中里体育協会、一関市消防団一関第2分団、一関地域婦人消防協力隊第3分隊、中里農家組合協議会、鶏舞踊り隊、JA いわて平泉女性部中里支部、山目町街路灯管理委員会

中里まちづくり協議会設立及び設立後の経過（抄）

一関市協働推進アクションプラン制定後から中里まちづくり協議会設立までの経過及び設立後の主なものを記載しています。

一関市協働推進アクションプラン制定（平成 22 年 12 月）

- 1 一関市協働推進アクションプラン説明会（平成 23 年 7 月 12 日）
- 2 協働推進先進地視察研修 千厩 藤沢（平成 23 年 10 月 17 日）
- 3 中里地区協働のまちづくり懇談会（平成 23 年 10 月 24 日）
- 4 中里地区協働のまちづくり懇談会（平成 23 年 11 月 16 日）
- 5 中里地区協働のまちづくり懇談会（平成 23 年 12 月 13 日）
- 6 中里地区協働のまちづくり懇談会（平成 24 年 2 月 7 日）
- 7 中里地区元気な地域づくりワークショップ（平成 25 年 5 月 29 日）
- 8 中里地区元気な地域づくりワークショップ（平成 25 年 6 月 5 日）
- 9 中里地区元気な地域づくり事業打ち合わせ 区長会長、協働推進課、公民館
平成 25 年度は、文部科学省委託事業「公民館を中心とした防災活動による地域コミュニティ強化事業」を行い、協働の醸成を図ることとする。（平成 25 年 8 月 6 日）

一関市地域協働推進計画制定（平成 26 年 3 月 31 日）

- 10 中里地区協働推進勉強会 行政区長 公民館（平成 26 年 4 月 25 日）
- 11 中里地区協働推進説明会（平成 26 年 5 月 15 日）
- 12 一関市地域協働推進計画説明会（平成 26 年 6 月 19 日）
- 13 中里地区協働推進打ち合わせ会（平成 26 年 7 月 18 日）
- 14 打ち合わせ会後「中里地区まちづくり協議会設立準備会」発足（平成 26 年 7 月 18 日）
- 15 中里地区協働推進だより第 1 号（平成 26 年 7 月 25 日）
- 16 中里地区まちづくり協議会設立準備会・中里大学運営委員会合同視察研修
仙台市教育局生涯学習支援センター、片平市民センター（平成 26 年 8 月 22 日）
- 17 中里地区協働推進だより第 2 号（平成 26 年 9 月 10 日）
- 18 中里地区まちづくり協議会設立準備会 会長、副会長会議（平成 26 年 9 月 24 日）
- 19 第 2 回中里地区まちづくり協議会設立準備会（平成 26 年 9 月 30 日）
- 20 中里地区協働推進だより第 3 号（平成 26 年 10 月 25 日）
- 21 第 3 回中里地区まちづくり協議会設立準備会（平成 26 年 12 月 17 日）
- 22 中里地区協働推進だより第 4 号（平成 26 年 12 月 25 日）
- 23 中里地区まちづくり協議会設立準備会 会長、副会長会議（平成 27 年 1 月 16 日）
- 24 第 4 回中里地区まちづくり協議会設立準備会（平成 27 年 1 月 27 日）
- 25 中里地区協働推進だより第 5 号（平成 27 年 2 月 1 日）
- 26 中里地区まちづくり協議会設立準備会 会長、副会長会議（平成 27 年 2 月 10 日）
- 27 中里まちづくり協議会総会を構成する方への説明会（平成 27 年 2 月 13 日）
- 28 中里まちづくり協議会設立総会（平成 27 年 2 月 22 日）
- 29 中里まちづくり協議会発会式（平成 27 年 2 月 22 日 - 設立総会終了後）

30 一関市長あて地域協働体届出書（設立届）（平成 27 年 2 月 27 日）

設立後の中里まちづくり協議会活動等（平成 27 年度）

- 1 中里市民センターへ地域協働推進員（齊藤裕美）配置（4 月 1 日）
- 2 中里まちづくり協議会定期総会に関して会長・副会長会議（4 月 11 日）
- 3 中里まちづくり協議会定期総会に関して役員会（4 月 18 日）
- 4 中里まちづくり協議会定期総会（4 月 25 日）
- 5 一関市長あて地域協働体支援事業補助金交付申請書提出（5 月 1 日）同日付決定
- 6 中里まちづくり計画策定チーム・チームリーダー、サブリーダー会議（5 月 7 日）
- 7 中里まちづくり計画策定チーム第 1 回ワークショップ（5 月 12 日）
- 8 中里まちづくり計画策定チーム第 2 回ワークショップ（5 月 26 日）
- 9 中里地区防災訓練について中里まちづくり協議会と 3 地区自主防災クラブ会議（5 月 30 日）
- 10 中里地区防災訓練行政区代表者会議（6 月 7 日）
- 11 中里地区防災訓練実施 小学生含む住民 260 人参加
- 12 中里まちづくり計画策定チーム第 3 回会議・ワークショップ（6 月 25 日）
- 13 中里まちづくり協議会会長・副会長会議（6 月 30 日）
- 14 中里まちづくり会議役員・行政区長合同会議（7 月 2 日）
- 15 中里まちづくり計画策定説明（7 月 2 日）



岩手河川国道事務所一関出張所展望室から蘭梅山を望む

中里まちづくり計画は平成 27 年中里まちづくり協議会が策定いたしました

中里まちづくり協議会事務所（一関市中里市民センター内 TEL・FAX0191-21-2152）